

# 全国重症心身障害児（者）を守る会 平成23年度 近畿ブロック研修会

日時 平成23年11月26日（土）午前10時～午後4時（受付：9時30分）

会場 奈良県文化会館 2階ホール  
〒630-8213 奈良市登大路町6-2 0742-23-8921  
近鉄奈良駅から東改札口より1番出口を出てそのまま東へ徒歩5分  
（奈良県庁の手前、西隣です）  
JR奈良駅から東出口バスターミナルから 奈良交2系統市内循環バス  
（外回りに乗車し約10分 「県庁前」バス停下車西へ徒歩約2分）

主催 全国重症心身障害児（者）を守る会近畿ブロック  
全国重症心身障害児（者）を守る会

後援 奈良県・奈良市（予定） 奈良県共同募金会

資料代 500円  
（昼食の用意あります。ご希望の方はお申し込み下さい。弁当代1,000円です）

### 内容

中央情勢報告 全国重症心身障害児（者）を守る会  
（ 昼食 ・ 休憩 ）  
テーマ「重症児者のいのちと暮らし」

基調講演 「東日本大震災に遭遇して（災害は忘れられた頃によってきた）」（仮題）  
全国重症心身障害児（者）を守る会 宮城県支部長 秋元 俊通氏

報告 奈良県健康福祉部 障害福祉課 課長補佐 平田 千江子氏  
NPO法人サポートセンターはあと 理事長 菊山 礼子氏

### 編集後記

三月十一日の東日本大震災後、早や五月が過ぎました。大震災後、暗いニュースが続いています。先日、サツカ女ナースが描いています。なでしこJAPANが見事優勝し、日本女性の体力、精神力の強さを世界に示しました。被災された方々も、まだまだ原発等の課題もありますが、元氣付けられたことと思います。日本経済が低迷している中、重症心身障害児・者をとくまく環境も、これからより厳しくなっていくと想像も、これよりこわいので、私達も常に前向きに、力を合わせて前進していければいいですね。編集委員一同

発行所 大阪身体障害者団体定期刊行物協会  
大阪府大阪市阿倍野区阪南五-15-218  
〒550-0549  
編集・責任者 青徳コミュニケーションセンター2F  
TEL 06-6624-2124 25556  
FAX 06-6624-2124 25556  
運営委員長 鈴木 祥子  
郵便振替口座 0920191-969598  
大阪府重症心身障害児・者を支える会

（会費の方は会費の中に含まれています）  
大阪市北区開善1-11-21 0507

# 第18回 定期総会、 記念講演会「重症心身障害児者のレスパイト・ケア」

平成二十三年六月六日、早川福祉会館にて第18回定期総会が開催されました。鈴木会長の挨拶に始まり、大阪府、大阪市、堺市より来賓挨拶をいただきました。続いて支える会の活動報告のビデオ上映があり、平成二年度事業報告、会計報告、監査報告、平成三年度事業報告、収支予算と議事を進行し、各議案とも承認を得て成立しました。

総会終了後、記念講演会が開催され、会場以外の方も交え多くの参加がありました。講演に先立ち、大阪発達総合療育センター・フェニックスの施設長に就任された船戸正久医師のご挨拶をいただきました。引き続き、大阪市立総合医療センター・緩和医療科兼小児内科副部長の多田羅重平医師に、「重症心身障害児者のレスパイト・ケア」をテーマにご講演をいただきました。

多田羅先生がご専門とされる緩和ケアとは、がんの終末期を支えるだけではなく、「生命を脅かす疾患」を持つ患者さんとその家族の全人的な苦痛を軽減しQOLを向上させる取り組みでも含まれているといふものでした。重症心身障害児者の多くが何らかの疼痛を持っており、緩和ケアの取り組みが必要であること、そして介護する家族も対象であること、死別後のケアも含まれるという興味深い内容でした。

先進的なイギリスの実践が紹介されました。イギリスでは地域の中で子どもと家族を支える「子ども

の権利を尊重する、そのための政策や制度が充実している。また、いっぽう日本ではまだまだ家族の負担が重く、どこか大きく、医療機関では診療報酬がつかない。福祉施設では高度医療に対応できないなどレスパイトケアの課題が多くあります。

現在、多田羅先生が取り組まれている「こどものホスピスプロジェクト」についての紹介があり、最後にビデオでイギリスのホスピスとしての緩和ケアの様子が上映されました。

講演後の質疑応答も時間を越えるほど、感想も多数いただきました。全体的には、緩和ケアに対する理解ができた、との感想が多くありました。当事者の親からは「イギリスの取り組みはあのようにやましい」、施設・医療関係者からは「現状の制度では難しいが必要なお取り組みである」との感想がありました。

日本では、重症心身障害児者を取りまく環境は困難の多い状況ですが、「小さな一歩」を踏み出すことと多くの人が踏み出すことで何かが変わっていく」と感じました。

「こどものホスピスプロジェクト」について、  
〒 <http://www.chi.orshop.co.jp> をご覧下さい。  
大阪府重症心身障害児・者を支える会のホームページからもリンクできます。



記念講演会

OTK  
大阪府重症心身障害児・者を支える会  
No.76  
全国重症心身障害児・者を守る会  
大阪支部

守る会三原則  
決して争ってはいけない、争いの中  
親に弱いものの生活を脅かさない  
も、重症児・者が運動に参加する者は  
も派を超えて、一人ももれ無く守る

# 平成三年度事業報告

障害者自立支援法の廃止を前提として、新しい制度の構築に向けた動きの中で、多くの障害者や疾患を合併し、手厚い支援のニーズをもった人が、本会を中心とした地域生活支援を受け、安心して豊かな生活をおくるためには多くの課題があると思われる。地域で暮らした続けたという願いに応えられる支援はどのように整備することができるのかなど、大きな課題を抱えるなか、協議を深めるために障がい者制度改革推進会議と総合福祉部会の構成員の方々を招いて、「障がい者総合福祉法（仮称）」への理解を深めるためのセミナーを開催した。

「重症心身障がい児者」等の地域生活支援方策調査検討会（大阪府障がい者自立支援協議会の地域支援推進部会内に設置）へ委員として参加し、生活実態調査に協力するとともに、課題の把握、解決策の指言や意見を述べた。

地域福祉サービスの向上を目指す人材育成を目的に、医師を招いての重症心身障害者と関わりのある業の話や、福祉充進国と言われているスウェーデンの社会保障と重症児者の暮らしや実情について研修の機会をもった。

孤立しがちな重い障害をもつ人のために、療育キャンプ・日帰りレクリエーションの開催や、交流会のみなどで語ろう、日中活動におけるニーズや暮らしの場をとすればよいかな等、困っていることや悩み、知りたい情報など切実な意見を届けてもらった。

重い障害への、切羽詰まった状態や困難なケースの方をはじめ、会員家族からの相談に常時応じている。

重症心身障害児者の暮らしを支える施策は数量的にも不足しており、さらなる福祉向上のためより声を大きくしていく必要がある。

- 1 会員の拡大のための事業
  - ・ホムページの充実
  - ・パンフレットの配布、会員にむけた勉強会等を開催
- 2 研修会
  - ・支える会セミナー
  - ・医療的ケアが必要な重症児者と障がい者総合福祉法（仮称）
  - 平成三年七月一日
  - （於：大阪国際会議場「グランキューブ大阪」）
- 3 人材育成に関する事業
  - ・「重症心身障害児者」講習
  - 平成三年七月十一日（於：クリオ大阪南）
  - ・スウェーデンの社会保障と重症児者の暮らし
  - 平成三年九月十六日
  - （於：豊徳「ミニミニセンター」）
- 4 研究に関する事業
  - ・「医療的ケアが必要な重症心身障がい児者等の地域生活支援方策に係る調査研究事業」協力実態調査協力
  - 平成三年八月・十月
  - 地域生活支援方策調査検討会
  - 平成三年九月計十回
  - ・施設見学「すくよか」（共催）
  - 平成三年十一月十五日
  - ・スウェーデン福祉視察研修参加
  - 平成三年十月十四・三〇日

- ・スウェーデン福祉視察研修・報告会
- 平成三年十一月十三日
- ・ハプティックセラピー無料デモ体験会共催
- 平成三年三月十三日

- 5 交流事業
  - ・みんなで語ろう「子の願い 親の願い」
  - 平成三年六月十四日（早川福祉会館
  - ・療育キャンプ
  - 平成三年十月十六・十七日
  - ・レクリエーション
  - 平成三年十月十八日
  - 「いちご狩り＆ハイキングin飛騨」
  - 平成三年四月二四日
  - ・レクリエーション「京都・嵐山トロッコ列車」
  - 平成三年六月一日
  - ・レクリエーション「ラーメン発明記念館」
  - 平成三年九月十八日
  - ・レクリエーション「クリスマス」
  - 平成三年十月十八日
  - ・レクリエーション「てっぴんあそび」
  - 平成三年十一月十二日
  - ・レクリエーション「三輪そのんぼ体験」
  - 平成三年三月十二日

- 6 啓発事業
  - 大阪府障がい福祉地域生活支援課「障がい福祉企画課との懇談」平成二年四月二日
  - ・ODF、SDFへの参加、協力
  - ・地域に広げられ医療的ケア「連携会参加
  - ・機関紙「支える」年間計3回発行

- 7 機関紙の発行
  - ・機関紙「支える」年間計3回発行

## 月別活動報告

平成三年度四月

- ・運営委員会
- 大阪府 地域生活支援課・障がい福祉企画課との懇談（二日）

## 五月

・運営委員会

交流会事業：レクリエーション（二四日）

## 六月

・運営委員会

第七七回定期総会・交流会「みんなで語ろう」（十四日）

交流会事業：レクリエーション（十九日）

大阪ゆとりライオンスクラブ様からの支援金贈呈式（二四日）

## 七月

・運営委員会

支える会セミナー開催（十日）

「医療的ケアが必要な重症児者と障がい者総合福祉法（仮称）」

## 八月

・運営委員会

大阪府地域生活支援課と「生活実態調査」の話し合い（二四日）

## 九月

・運営委員会

機関紙「支える」73号発行（一日）

大阪府「平成三年度地域生活支援方策調査検討会」（六日）

平成三年七月末で計十回開催『生活実態調査』配布：最終 九〇五通（五日より）

交流会事業：レクリエーション（一八日）

## 十月

・運営委員会

重症心身障害者について勉強会（十日）

集団指導療育キャンプ（十六日・十七日）

スウェーデン福祉視察研修参加（二四日・三十日）

## 十一月

・運営委員会

施設見学「すくよか」（十五日）

「しんくみびターリバンカード」寄付金贈呈式（八日）

## 十二月

・運営委員会

交流会事業：レクリエーション（十三日）

「医療的ケアの未来を考える」とい参加（二七日）

運営委員会

交流会事業：レクリエーション（十日）

「ハプティックセラピー」共催（十三日）

## 守る会開催

- 近畿ブロック役員会
- 平成二年四月二日 コロニティ 嵯峨野
  - 平成二年六月十日 コロニティ 嵯峨野
  - 平成二年八月十日 コロニティ 嵯峨野
  - 平成二年十月十日 コロニティ 嵯峨野
  - 平成三年一月十日・十一日 兵庫県（泊研修）

- 全理大会
- 平成二年六月六日・七日 岡山市
- 近畿ブロック四専門部会
- 平成二年九月四日 京都市

- 近畿ブロック研修会
- 平成二年十月二〇日 於：ドーンセンター
  - テーマ「重症児者の地域生活の現状と今後」

- 支部長会議
- 平成二年五月二十日 「守る会」本部
  - 平成三年五月・六日 「守る会」本部
  - 平成二年九月四日 「守る会」本部

- 専門部会長会議
- 平成二年九月四日 「守る会」本部
- 新任支部長及び会員研修会
- 平成三年四月・五日 「守る会」本部

# 2010年度(平成22年度) 収支決算報告書

自2010.4.1至2011.3.31

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
41会費収入	953,800	31事務費支出	794,391
01正会員会費収入	866,800	01職員俸給	0
02協力会員会費収入	87,000	02職員諸手当	0
42寄付金収入	949,386	03賞金	0
01寄付金収入	949,386	04法定福利費	4,800
43事業収入	529,100	05旅費	4,800
01バザー収入	0	06消耗品費	78,314
02その他の事業収入	529,100	07器具什器費	355,706
44補助金収入	890,000	08印刷製本費	42,830
01地方公共団体補助金収入	0	09賞借料	90,720
02公益事業補助金収入	890,000	10会議費	62,114
45本部助成金収入	714,333	11修繕費	0
01本部助成金収入	714,333	12通信運搬費	125,827
46雑収入	66,639	13手数料	15,180
01雑収入	66,639	14雑費	18,900
47設備資金借入金収入	0	32事業費支出	2,037,876
01設備資金借入金収入	0	01研修会開催費	926,749
48引当金戻入	0	02レクリエーション活動費	1,029,022
01修繕引当金戻入	0	03分会活動費	0
02備品等購入引当金戻入	0	04調査啓発事業費	24,480
03人件費引当金戻入	0	05機関紙出版費	57,625
49積立金戻入	0	06その他の事業費	0
01建設積立金戻入	0		
02その他の積立金戻入	0		
		33本部会費	486,600
		01本部会費	486,600
		34近畿ブロック会費	0
		01近畿ブロック会費	0
		35雑支出	20,000
		01慶弔費	10,000
		02雑支出	10,000
		36積立金繰入	0
		01建設積立金繰入	0
		02その他の積立金繰入	0
		37引当金繰入	0
		01修繕引当金繰入	0
		02備品等購入引当金繰入	0
		03人件費引当金繰入	0
当期収入額計	4,103,258	当期支出額計	3,338,867
前期繰越金	273,003	当期繰越金	1,037,394
収入合計	4,376,261	支出合計	4,376,261

## 平成三年度事業計画

基本方針  
 重度の障害を持っていても一人の人間としての人格と個性を持って居ることを認識し、重症心身障害児者が、当たり前の人生として、当たり前の生活を続けられることを支えていく。

### 活動方針

東日本大震災は多くの方々の命、日常を瞬にして奪い去り、どう対処し防災意識を高めるのかなど、障害児者への対応を考えることの大切さを教えられる命を守るための政策を訴え続けてきた会の理念こそが示される時であるとの思いを胸に、それを継ぎ、発展させることを願わずにはおられない。

障害の重い人が地域で生活しているうえで、ヘルパーやショートステイなどの受け皿が不足するなかで、必要十分なサービスが提供される仕組みになっていないなど、真に当事者のニーズに沿った支援がなされ、有効に活用できる制度になっていくように、問題点を提起し、具体策を出していく必要がある。

重症児者の日中活動の場が市区町村に委ねられると想定されることから、重症心身障害の方たちが地域で安心して生活していくためには問題点や課題はたくさんある。特に医療的ケアが必要な人の地域での受け皿が無い等しい状況をみれば、最も弱い人をもれなく守っていく活動の理念からも、施策実現に向け強く訴えていくことが重要である。

また、重症心身障害児施設の保護者相互の交流を通

じ 入所施設の現状や課題などの情報を共有していき  
 たい。  
 より困難な状況にある人のため、「最も弱い者」一人も  
 もれなく守る」といふ会の理念に拘ることなく活動  
 を続けていくため、当事者の声を集約し、多くの課題  
 に取り組まねばならない。そのために機関紙を通じ  
 た活動を充実させたい。  
 昨年に引き続き、地域福祉サービスの向上を目指し  
 大阪府の実態調査から出てきた問題点の解決に向けて  
 一つでも多くの施策を策定させるために活動したい。  
 相談業務重要、及びこれからの福祉情勢を勘案し権  
 利擁護に取り組んでいきたい。そして、福祉施策の充  
 実を目指し他団体とも積極的に交流、協働していき  
 たい。

### 事業計画

- 1 会員の拡大のための事業
  - ・ パフレットの配布、会員に向けた勉強会等を開  
 催し、会活動と入会への理解を拡げる。また、各  
 タイプを利用した広報活動を行っていく。
  - ・ ホームページの運営により、情報の発信及び情報  
 交換の場を持つ。
- 2 研究に関する事業
  - ・ 会員並びに関係者等の情報交換及び研修の場とし  
 て実施しているセミナーの開催、並びに広汎性  
 発達障害に関する研修会等を開催する。
  - ・ 「支える会」セミナー  
 広汎性発達障害を伴う重症児者のための研修会  
 施設見学  
 施設見学  
 交流会
- 3 会員相互の交流のための事業、並びに情報交換
  - ・ 交流会

等のための会員による集會等の実施

交流会などの実施  
 療育キャンプ

4 啓発事業  
 ・ 大阪府並びに各市中に積極的に情報提供を行うと  
 共に実態に応じた施策の実施を求めていく

5 機関紙の発行  
 ・ 会員相互の情報交換や情報提供の場として、ま  
 た、会活動の広報の場として機関紙「支える」  
 を発行し、会の活動の強化及び会員の拡大に繋  
 げる。(年間3回発行)

### 月別活動予定

- 平成三年度  
 三月 四月  
 運営委員会(十一日)  
 東日本大震災の被災者への救援活動及び御見舞  
 金募金活動
- 五月  
 運営委員会(九日)  
 機関紙「支える」発行(一日)  
 交流会、交流会
- 六月  
 運営委員会(十三日)  
 第十八回定期総会、記念講演会(六日)
- 七月  
 運営委員会(十一日)
- 八月  
 運営委員会
- 九月  
 運営委員会  
 交流会、交流会、交流会  
 機関紙「支える」発行

2011年度(平成23年度) 収支予算書

収入の部		支出の部	
科 目	金額	科 目	金額
41会費収入	990,000	31事務費支出	1,220,000
01正会員会費収入	900,000	01職員俸給	0
02協力会員会費収入	90,000	02職員諸手当	0
42寄付金収入	200,000	03賞金	0
01寄付金収入	200,000	04法定福利費	0
43事業収入	250,000	05旅費	300,000
01バザー収入	0	06消耗品費	100,000
02その他の事業収入	250,000	07器具什器費	150,000
44補助金収入	100,000	08印刷製本費	60,000
01地方公共団体補助金収入	0	09賃借料	360,000
02公益事業補助金収入	100,000	10会議費	60,000
45本部助成金収入	500,000	11修繕費	0
01本部助成金収入	500,000	12通信運搬費	150,000
46雑収入	0	13手数料	20,000
01雑収入	0	14雑費	20,000
47設備資金借入金収入	0	32事業費支出	1,290,000
01設備資金借入金収入	0	01研修会開催費	250,000
48引当金戻入	0	02レクリエーション活動費	900,000
01修繕引当金戻入	0	03分会活動費	30,000
02備品等購入引当金戻入	0	04調査啓発事業費	50,000
03人件費引当金戻入	0	05機関紙出版費	60,000
49積立金戻入	0	06その他の事業費	0
01建設積立金戻入	0		
02その他の積立金戻入	0		
		33本部会費	500,000
		01本部会費	500,000
		34近畿ブロック会費	30,000
		01近畿ブロック会費	30,000
		35雑支出	37,394
		01慶弔費	20,000
		02雑支出	17,394
		36積立金繰入	0
		01建設積立金繰入	0
		02その他の積立金繰入	0
		37引当金繰入	0
		01修繕引当金繰入	0
		02備品等購入引当金繰入	0
		03人件費引当金繰入	0
当期収入額計	2,040,000	当期支出額計	3,077,394
前期繰越金	1,037,394	前期繰越金	0
収入合計	3,077,394	支出合計	3,077,394

十月 通算委員会  
施設見学  
平成二四年十月二九日(土) 本部  
十一月 運営委員会  
療育キヤンパ  
平成二四年十一月二日(土) 本部  
十二月 通算委員会  
支える会セミナー  
交流事業・レクリエーション  
平成二四年十二月二日(土) 本部  
通算委員会  
人材育成事業(広汎性発達障害を伴う重症児者のための研修会)  
平成二四年十二月二日(土) 本部  
通算委員会  
機関紙「支える」発行  
平成二四年十二月二日(土) 本部  
通算委員会  
交流事業・レクリエーション  
平成二四年十二月二日(土) 本部  
近畿ブロック役員会  
平成二四年四月二日(土) コミュニティ嵯峨野  
平成二四年六月八日(土) コミュニティ嵯峨野  
平成二四年八月六日(土) コミュニティ嵯峨野  
平成二四年十月二日(土) コミュニティ嵯峨野  
平成二四年九月三日(土) コミュニティ嵯峨野  
近畿ブロック四専門部会  
平成二四年九月三日(土) コミュニティ嵯峨野  
近畿ブロック研修会  
平成二四年十一月二日(土) 奈良県文化会館


### 会費納入のお願い

既に納入がお済みの方にはあしからずお許しを賜りますようお願い申し上げます。

<問い合わせ>  
TEL 06-6624-2555  
FAX 06-6624-2556  
<郵便振替>  
00930-9-69598  
大阪府重症心身障害児・者を支える会

支部長会議  
平成二三年五月二九日(土) 本部  
平成二四年二月四日・五日(土) 本部  
「守る会」本部  
専門部会長会議  
平成二三年九月十・十一日(土) 本部  
「守る会」本部  
新任支部長及び会員研修会  
平成二四年二月二・四日(金・土) 本部  
「守る会」本部  
運動推進委員会  
平成二三年四月十六・十七日(土) 本部  
「守る会」本部  
平成二三年九月十日(土) 本部  
「守る会」本部  
平成二四年一月二・二三日(土) 本部  
「守る会」本部  
「守る会」本部

\*重症心身障害児(者)を守る全国大会は、東日本大震災発生にともない中止



### 「支える会」入会のご案内


大阪府重症心身障害児・者を支える会(全国重症心身障害児(者)を守る会の大阪支部)への入会についてご案内いたします。

【個人会員】 年会費 8,400円  
本部発行「両親の集い」、本会発行「支える」購読料含む  
年会費 3,600円  
本会発行「支える」購読料含む

【法人・団体会員】 年会費 10,000円(1口)  
本部発行「両親の集い」、本会発行「支える」購読料含む

【協力会員】 年会費 3,000円(1口)(運営資金の協力会員)  
本会発行「支える」購読料含む

申込み・問い合わせは事務局までお願いします



堺市に「堺市立重症心身障害者(児)支援センター」が開設されます

長年待望していた重症心身障害者(児)の方々への各種支援を行うセンターの整備が、平成24年春の開設に向けて着々と進められています。

このたび、入所施設・通所施設の利用者の募集が始まりましたのご案内いたします。施設の概要等は堺市のホームページをご覧ください。

(堺市健康福祉プラザ整備推進室 [http://www.city.sakai.lg.jp/city\\_kenpu/index.html](http://www.city.sakai.lg.jp/city_kenpu/index.html))

堺市立重症心身障害者(児)支援センターの入所・通所者の募集について

堺市において、現在整備を進めている健康福祉プラザ内の「堺市立重症心身障害者(児)支援センター」の入所施設・通所施設の利用者の募集について、下記のとおりお知らせします。

1. 利用開始時期

平成24年5月から段階的に受け入れ予定

2. 入所施設・通所施設の利用対象者

入所施設・通所施設の利用対象者は、堺市内在住で次の要件を満たす方となります。

事業種別		要件
入所施設	18歳未満	医療型障害児入所施設 支給決定の要件を満たす、在宅での生活が困難な重症心身障害児
	18歳以上	療養介護事業 障害程度区分が区分5以上の支給決定の要件を満たす、在宅での生活が困難な重症心身障害者
通所施設	18歳以上	重症心身障害者通所事業 在宅で生活する重症心身障害者

重症心身障害者(児)とは、重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している方で、身体障害者手帳1級又は2級(肢体不自由)と療育手帳(A判定)の両方を所持している方です。(身体障害の程度は、寝たきりの状態から座位を保つことができる程度まで)

3. 利用申請手続き

入所施設・通所施設の利用を希望される場合は、7月1日(金)から8月31日(水)までに、18歳未満の方は「子ども相談所」で、18歳以上の方は「各区地域福祉課」で利用申請手続きを行ってください。

なお、平成24年4月1日までに18歳になる方は、各区地域福祉課において利用申請手続きを行ってください。

4. 募集要項の配架

子ども相談所又は各区地域福祉課に募集要項を配架しています。

5. その他

短期入所事業の利用登録につきましては、平成24年4月からの受付を予定していますので、詳細につきましては、改めてお知らせ致します。なお、短期入所については、堺市外の方もご利用いただける予定です。

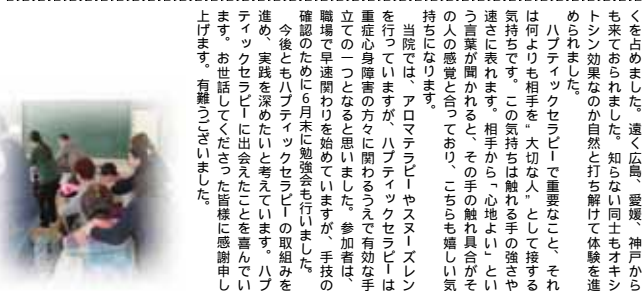
大阪ゆとりライオンズクラブ様より  
御寄付をいただきました

去る6月9日に、大阪ゆとりライオンズクラブの方々为本会の事務局がある育徳コミュニケーションセンターを訪ねて下さり、本会の活動のために御寄付を賜りました。

また、重症心身障害者の生活や実情等について意見交換などを行いました。賜りました御寄付は交流事業などの活動に充てさせていただきますと思います。誠に有難うございました。



ハプティックセラピー講座に参加して  
 東京都病院療育指導室長 西田利昭  
 機関紙「支える」74号の「ハプティックセラピー」・皮膚と心に触れるセラピー」という言葉に引き寄せられて、平成三年三月三日(日)・育徳コミュニケーションセンターでのデモ体験に当院から指導員2名が参加しました。当日は約20名の参加がありました。講師は日本ハプティックセラピー協会(JHTA)の大滝先生です。ハプティックとは、ギリシャ語で「触れる」という意味で、スウェーデンで1960年代に未熟児医療に開拓してきた看護師たちが、手で触れるマツリジに未熟児の早い回復や母子の愛着関係を深める効果があることに気付いたことが始まりとされています。  
 ハプティックセラピーはオキシトシン効果があるといわれています。手や背中や足などに柔らかく触れると、脳からオキシトシンが分泌され、これが血管内に放出され、緊張がほぐれ、安心や信頼の感情が引き起こされ、それと、もうと学びたいと思いついた日(土・五)日)にクロバで行われた講座にも参加いたしました。この時は、私が講壇で宣言をしたこともあり、指導員、保育士、療養介助員計6名が参加し、全参加者13人の半数近くを占めました。遠く広島、愛媛、神戸からも来ておられました。知らない同士もオキシトシン効果なのか自然と打ち解けて体験を進められました。  
 ハプティックセラピーで重要なこと、それは何よりも相手を「大切な人」として接する気持ちです。この気持ちは触れる手の強さや速さにも表れます。相手から「心地よい」という言葉が聞かれると、その手の触れ具合がその人の感覚と合っており、こちらも嬉しい気持ちになります。  
 当院では、アロマセラピーやスティーブレンを行っています。ハプティックセラピーは重症心身障害者の方々に関わるうえで有効な手立ての一つとなると思います。参加者は、職場で早速活わりを始めていますが、手技の確認のために6月末に勉強会を行いました。  
 今後ともハプティックセラピーの取組みを進め、実践を深めたいと考えています。ハプティックセラピーに出会えたことを喜んでおります。お世話してくださった皆様へ感謝申し上げます。有難うございました。



# ～ インフォメーション ～

## ～ 障がい者歯科診療について ～

歯科診療所では対応の困難な障がい者の歯科診療を行う施設として、府立急性期・総合医療センター、(社)大阪府歯科医師会附属障がい者歯科診療センターなど24カ所の障がい者歯科診療を実施する医療機関があります。

『大阪府立急性期・総合医療センター（旧大阪府立病院）障がい者歯科』のご案内

障がい者歯科では

- ・障がいのため一般の歯科医療機関では治療がむづかしい方
- ・身体障害手帳1級・2級
- ・療育手帳A・B1

を対象に治療を行っています。

〒558-8558 大阪市住吉区万代東3丁目1番56号

月曜日～金曜日（9:00～12:00 13:00～17:00）

電話 06-6692-1201 FAX 06-6606-7000 までお問い合わせ下さい。

## 障がい者歯科診療施設

施設名	所在地	電話番号
大阪府立急性期・総合医療センター	〒558-8558 住吉区万代東 3-1-56	06-6692-1201
大阪府歯科医師会付属 障がい者歯科診療センター	〒543-0033 天王寺区堂ヶ芝 1-3-27	06-6772-8887
子供の療養クリニック	〒532-0011 淀川区西中島 5-6-6 公文教育会館 6階	06-6304-5661
大阪府済生会中津病院	〒530-0012 北区芝田 2-10-39	06-6372-0333
ボパース記念病院	〒536-0023 城東区東中浜 1-6-5	06-6962-3131
大阪赤十字病院	〒543-8555 天王寺区筆ヶ崎町 5-30	06-6774-5111
南大阪療育園【18歳未満に限る】	〒546-0035 東住吉区山坂 5-11-21	06-6699-8731
豊中市医療保健センター診療所	〒560-0012 豊中市上野坂 2-6-1	06-6848-1661
豊中市立保健センター	〒561-0826 豊中市島江町 1-3-14・101	06-6332-8558
サンスター歯科保健振興財団附属 千里歯科診療所	〒560-0082 豊中市新千里東町 1-1-3 よみうり文化センター2階	06-6834-1189
市立吹田市民病院	〒564-0082 吹田市片山町 2-13-20	06-6387-3311
北大阪警察病院	〒567-0052 茨木市室山 1-2-2	072-643-6921
高槻市立口腔保健センター	〒569-0052 高槻市城東町 5-1	072-661-9105
枚方療育園	〒573-0122 枚方市津田東町 2-1-1	072-858-0373
枚方休日歯科急病診療所 障がい者(児)歯科部	〒573-1197 枚方市禁野本町 2-13-13 枚方市立保健センター内	072-848-0841
寝屋川市立保健福祉センター診療所	〒572-0036 寝屋川市池田西町 28-22	072-838-1638
あおば歯科診療所	〒570-0033 守口市大宮通 1-13-7 守口市市民保健センター内	06-6995-2888
門真市保健福祉センター診療所	〒571-0064 門真市御堂町 14-1	06-6903-3110
東大阪市立心身障害児 通園施設内診療所	〒577-0065 東大阪市高井田中 1-5-16	06-6783-1427
堺市口腔保健センター附属 障がい者歯科診療所	〒590-0801 堺市堺区大仙中町 18-3	072-243-1904
堺市重度障がい者歯科診療所	〒590-0801 堺市堺区大仙中町 18-3	072-243-4488
南河内圏域障がい者(者)歯科診療 (河内長野市立休日急病診療所)	〒586-0012 河内長野市菊水町 2-13	072-155-0301
貝塚市立休日急患診療所	〒597-0072 貝塚市畠中 1-18-8	072-432-1453
阪南市立病院	〒599-0202 阪南市下出 17	072-471-3321

施設によっては、予約制をとるところがあります。診療日など詳しいことは、電話等でご確認ください。

## 情報

平成23年6月30日に開催された「全国障害保健福祉関係課長会議」において、厚労省から基本的な枠組み案が示されました。これについて、パブリックコメントを求め、必要な修正を加えたいえ、8～9月頃、更に詳細な内容が公表されます。10月頃に目途が付き提示されるとのことで、「支える会」としても、府の担当者からの説明会を開く予定をしています。他の資料は、「支える会」ホームページからも、厚労省の資料にリンクできますのでご覧下さい。

### 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度について

(「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正)

#### 趣旨

介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できることとする。

たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、現在は、一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認されている状況。

#### 実施可能な行為

たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの

保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、たんの吸引等を行うことを業とすることができる。

具体的な行為については省令で定める

- ・たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
- ・経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)

#### 介護職員等の範囲

介護福祉士

具体的な養成カリキュラムは省令で定める

介護福祉士以外の介護職員等

一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定

認定証の交付事務は都道府県が登録研修機関に委託可能

#### 登録研修機関

たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録(全ての要件に適合している場合は登録)

登録の要件

基本研修、実地研修を行うこと

医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事

研修業務を適正一確実に実施するための基準に適合

具体的な要件については省令で定める

登録研修機関の指導監督に必要な登録の更新制、届出、改善命令等の規定を整備。

#### 登録事業者

自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録(全ての要件に適合している場合は登録)

登録の要件

医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保

記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置

具体的な要件については省令で定める

登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等の規定を整備。

<対象となる施設・事業所等の例>

- ・介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等)
- ・障害者支援施設等(通所施設及びケアホーム等)
- ・在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)等)
- ・特別支援学校

医療機関は対象外

出典：介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会「中間まとめ」

#### 実施時期及び経過措置

平成24年4月1日施行

(介護福祉士については平成27年4月1日施行。ただし、それ以前であっても、一定の研修を受ければ実施可能。)

現在、一定の条件の下にたんの吸引等を実施している者が新たな制度の下でも実施できるように必要な経過措置

～ インフォメーション ～

**予告** 大阪府重症心身障害児・者を支える会セミナー

「重症心身障害児者と自立支援協議会（仮）」

日時 平成 23 年 12 月 10 日(土)

場所 エル・おおさか（大阪府立労働センター）

講演 社会福祉法人 高水福祉会

長野県障害者相談支援体制整備推進アドバイザー福岡 寿氏

報告 大阪府福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課 課長 福岡康夫氏（予定）

詳細については、次号にてご案内致します。



～ 寄贈図書 ～

船戸正久氏より：『小児在宅医療支援マニュアル』

『看取りの医療』

『新生児医療の進歩と生命倫理』

『臨床倫理学の基本的考え方』

(株)ピュアスピッツより：報告書

『訪問系サービス利用状況等の実態把握に関する調査』



「こどものホスピスプロジェクト」第 1 回セミナー

日 時： 2011年8月21日(日) 13:00～16:00

会 場： クレオ大阪中央  
大阪天王寺区上汐 5 - 6 - 2 5

詳細につきましては下記ホームページをご覧ください。

<http://www.kodomo-hospice.info/>  
<http://www.childrenshospice.jp/>



「支える会」ホームページからもリンクできます。

「支える会」事務局

〒545-0021  
大阪市阿倍野区阪南町 5 - 15 - 28  
育徳コミュニティセンター 2 階  
大阪府重症心身障害児・者を支える会  
会長 鈴木 祥子  
TEL 06-6624-2555  
FAX 06-6624-2556  
<郵便番号> 00930-9-69598

支える会ホームページのご案内

ドメイン名 <http://www.sasaeru.or.jp/>  
メールアドレス [osaka@sasaeru.or.jp](mailto:osaka@sasaeru.or.jp)

様々な御意見・御質問や情報をメール  
や掲示板にお寄せ下さい。

全国・各地へリンクあり！



財団法人 JKA 競輪補助事業

療育キャンプのご案内

～ 香川・倉敷 ～

日 程： H 2 3 年 1 1 月 1 9 日(土) ～ 2 0 日(日)

宿 泊 先： ホテル レオマの森

〒761-2405 香川県丸亀市緑歌町栗熊西40-1  
TEL 0877-86-5588

定 員： 親子 12組

費 用： 一人 15,000円

申し込み： ファックス、電話でお申し込み下さい。

申し込み・問い合わせ先：

大阪府重症心身障害児・者を支える会  
〒545-0021

大阪市阿倍野区阪南町 5 - 15 - 28 育徳コミュニティセンター 2 F  
TEL 06-6624-2555 FAX 06-6624-2556



御報告

東日本大震災の被災状況、義援金の御礼と配分について

この度の東日本大震災の広範囲に及び被災状況が判明しました。

全国重症心身障害児(者)を守る会は、地震発生直後から災害対策本部を設置し、被災状況の把握、支援対策に取り組んできました。大阪支部も、義援金箱を設置したところ、会員の方々のみならず、多くの関係者の方々の御協力を得ることができました。又、支援物資のご提供につきましてでも心より御礼申し上げます。

たくさんの志による被災された方々への全国各支部からの御見舞金の総額は27,194,682円となりました。配分の対象範囲につきましては、協議の結果、今回は政府の御見舞金配分対象者(人的被害：死亡・行方不明、物的被害：全壊・半壊・一部損壊、原発関係：避難、被災施設：一部損壊)と同様にさせていただきます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

尚、甚大な被災があった岩手県・宮城県・福島県の各支部には、本部事務局から救援物資をお届けした際に、別途お見舞金を差し上げていることを併せて御知らせします。

詳しい被災状況や、被災者の手記などにつきましては、機関誌「両親の集い」に掲載されています。